

第16 誘導灯

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「誘導灯」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいう。(第16-1表参照)

【第16-1表】

種類	定義	姿図
避難口誘導灯	避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。	
通路誘導灯	避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。	
	避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	
客席誘導灯	客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	

- (2) 「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な自動車車庫、収納庫、更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。

- (3) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。

- (4) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。

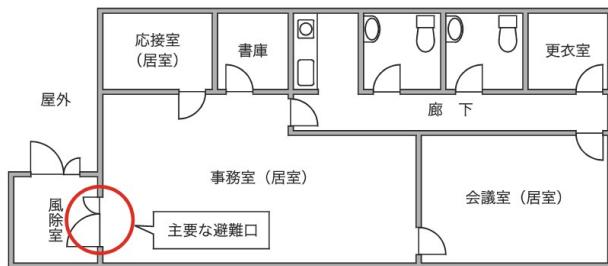
- (5) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

ア 避難階

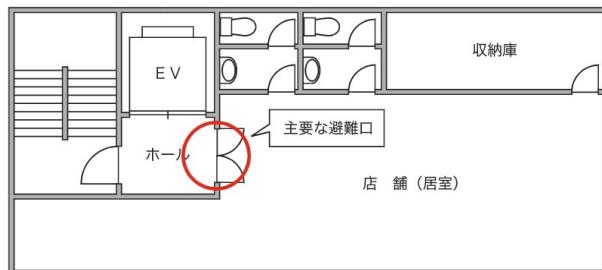
屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第16-1図参照）

イ 避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第16-2図参照）



【第16-1図】

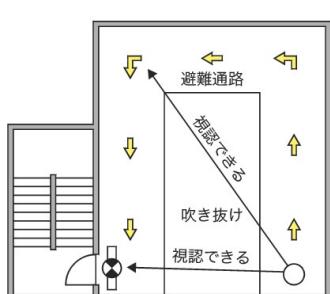


【第16-2図】

(6) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

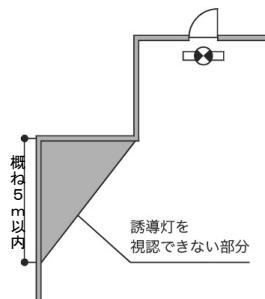
なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（概ね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は、この限りでない。（第16-3図及び第16-4図参照）

(吹き抜け等がある場合)



【第16-3図】

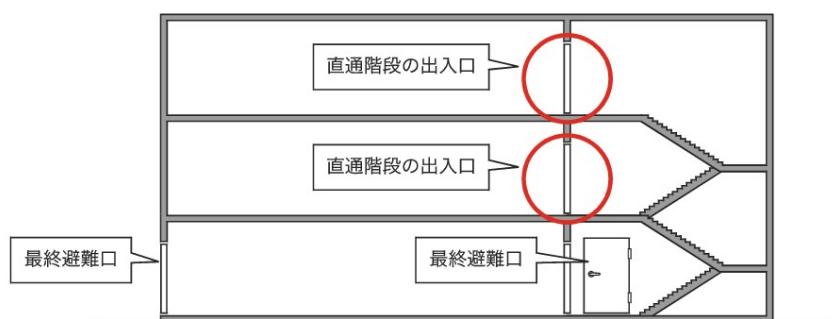
(死角がある場合)



【第16-4図】

(7) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）をいう。（第16-5図参照）

(8) 「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう。（第16-5図参照）



【第16-5図】

- (9) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

2 誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、省令第28条の3第2項に規定によるほか、次によること。

- (1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ア 省令第28条の3第2項第1号表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあっては縦寸法0.4m、B級にあっては0.2m、C級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。(第16-2表参照)

【第16-2表】

区分			距離(m)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級(注)		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

(注) 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。(誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号。以下「誘導灯告示」という。)第5第1号(6)イただし書)。

イ 省令第28条の3第2項第2号の次式に定めるところにより、算出した距離

$$D = k \cdot h \quad D : \text{歩行距離 (m)}$$

h : 避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (m)

k : 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

(算定例)

区分 : 避難口誘導灯A級(避難の方向を示すシンボルのないもの)

表示面縦寸法 : 0.5m

$$k \times h = D \\ 150 \times 0.5 = 75m$$



- (2) 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。(第16-6図参照)

ア 壁面があり陰になる部分がある場合

ただし、人が若干移動(概ね歩行距離5m以内)することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

イ 階段により階数が変わる場合

ウ 0.4m以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

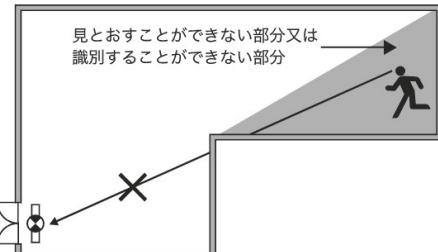
なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしきかぬものとすること。

エ 一定以上の高さのパーティション、ショーケース、棚又は可動間仕切がある場合

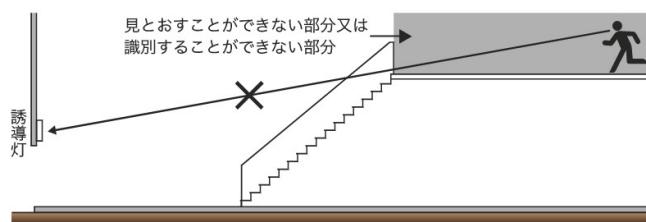
なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとすること。

才 吊廣告、たれ幕がある場合

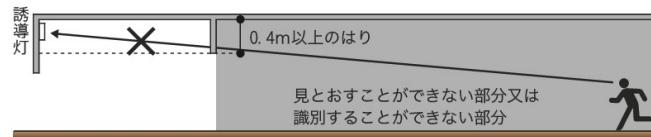
(壁面があり陰になる部分がある場合の例)



(階段により階数が変わる場合の例)



(0.4m以上のはりがある場合の例)



(一定以上の高さのパーティションがある場合の例)

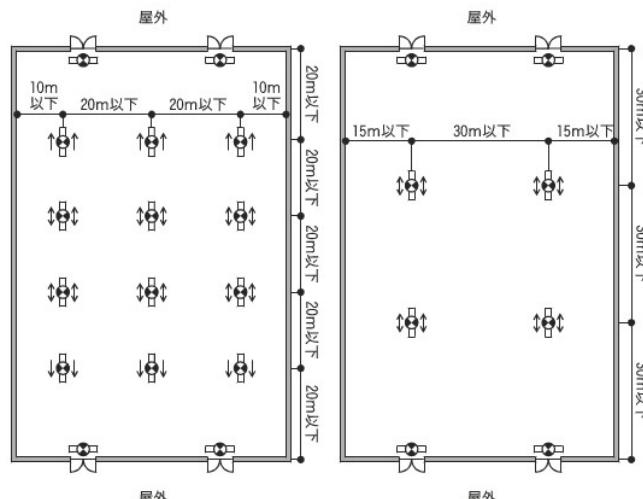


【第16-6図】

(3) 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲」とは、第16-7図の例により設けること。

(B級の場合)

(参考) 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の例



【第16-7図】

(4) 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

3 誘導灯の機器

誘導灯は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

4 避難口誘導灯

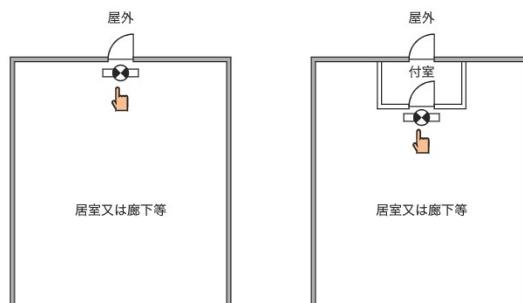
避難口誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号並びに第4項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 最終避難口（省令第28条の3第3項第1号イ関係。第16-8図参照）

なお、最終避難口に付室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該付室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。（第16-9図参照）

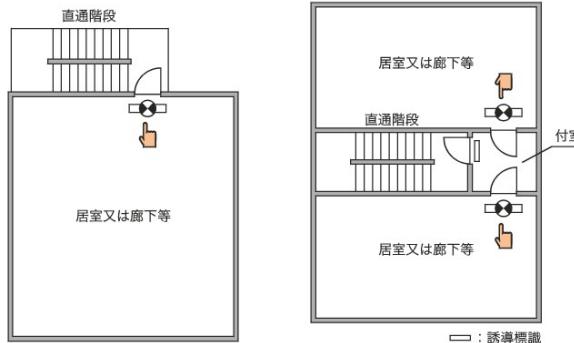
ただし、付室内に複数の出入口があるため、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導標識を設置すること。（次のイにおいて同じ。）



【第16-8図】

【第16-9図】

イ 直通階段の出入口（省令第28条の3第3項第1号口関係。第16-10図及び第16-11図参照）

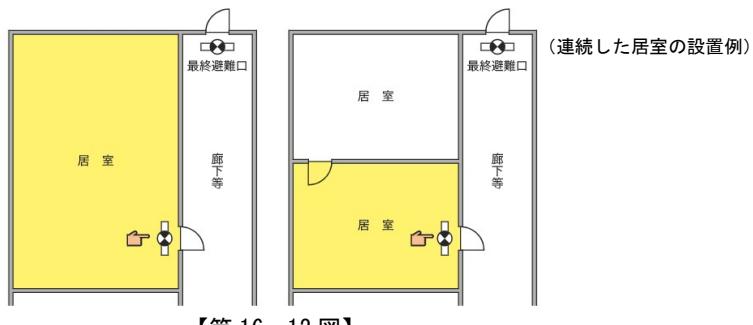


【第16-10図】

【第16-11図】

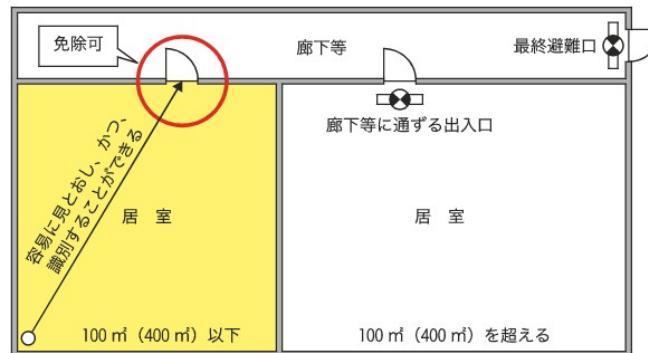
ウ ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に通ずる出入口（省令第28条の3第3項第1号ハ関係。第16-12図参照）

ただし、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100 m²（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400 m²）以下である居室の出入口を除く。（誘導灯告示第3第2号関係。第16-13図参照）



【第16-12図】

(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室の例)



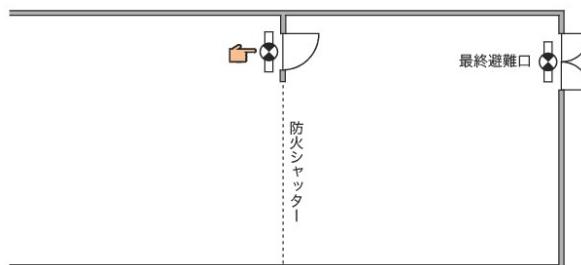
() : 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの

【第16-13図】

工 ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（省令第28条の3第3項第1号ニ関係。第16-14図参照）

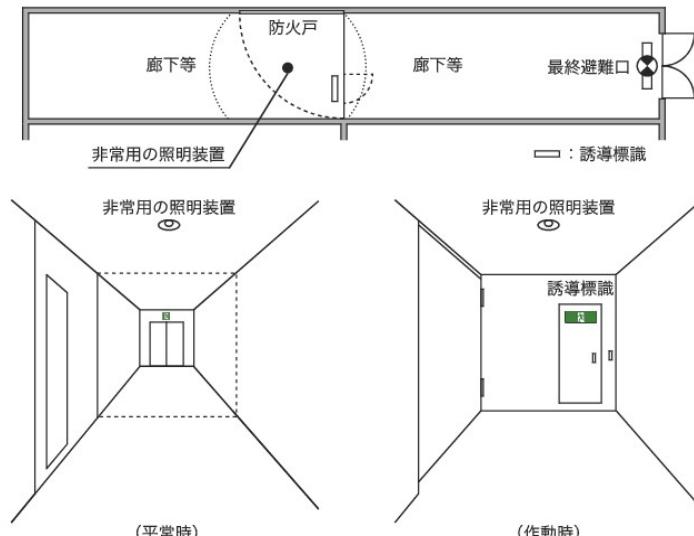
ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。（第16-15図参照）

(くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例)



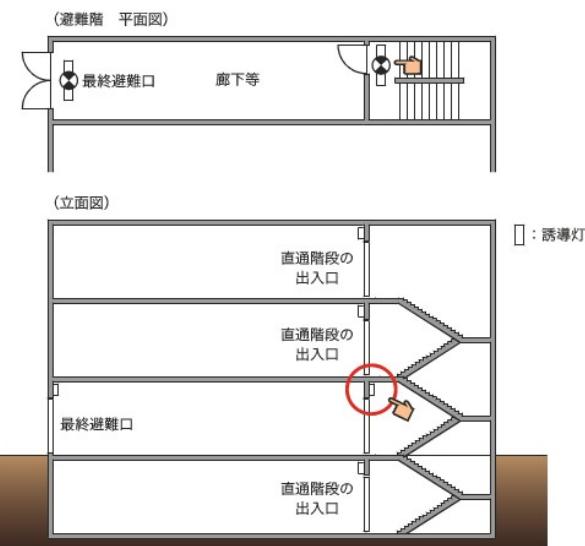
【第16-14図】

(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例)



【第16-15図】

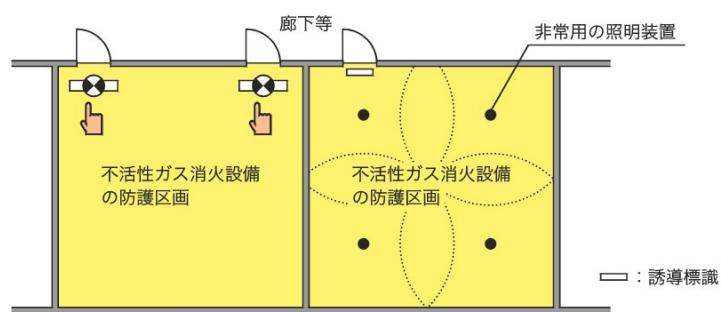
オ 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）▲（第16-16図参照）



【第16-16図】

カ 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口▲（第16-17図参照）

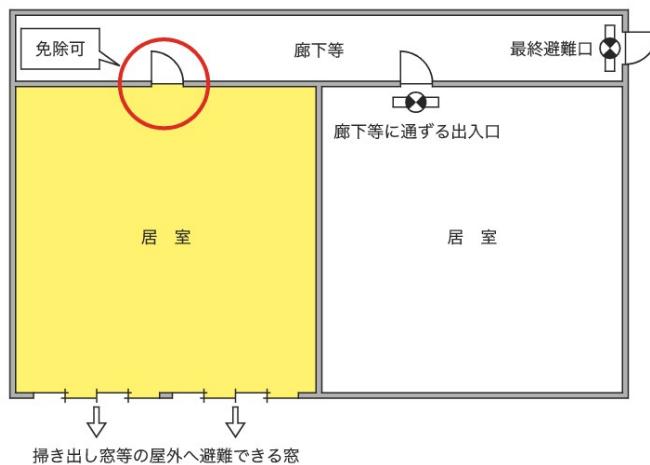
ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。



【第16-17図】

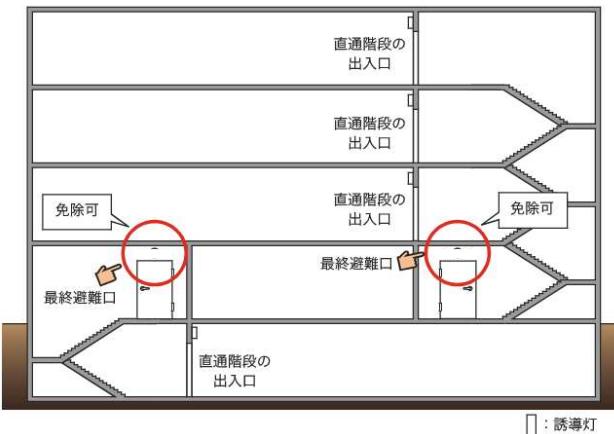
(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用して、避難口誘導灯の設置を免除することができる。

ア 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（第16-18図参照）



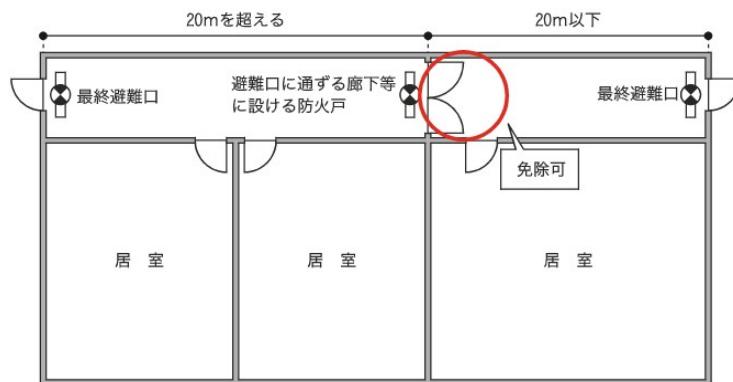
【第16-18図】

イ 直通階段からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第16-19図参照）



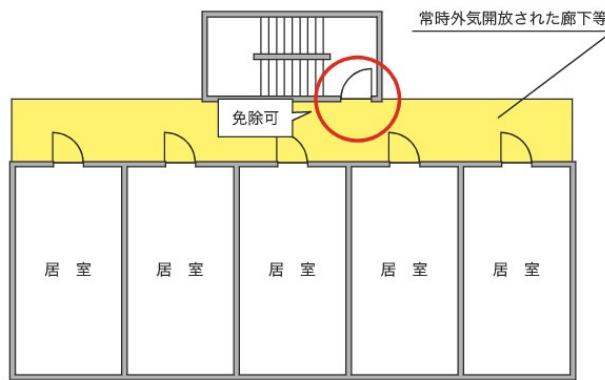
【第16-19図】

ウ 省令第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が20m以下となる部分（第16-20図参照）



【第16-20図】

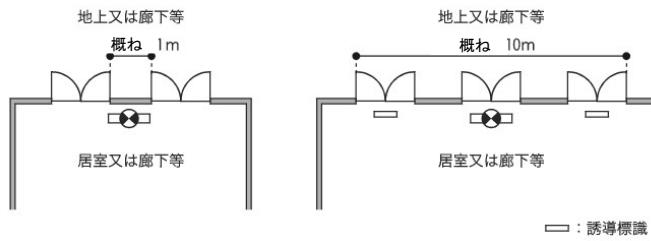
エ 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口（第16-21図参照）



【第16-21図】

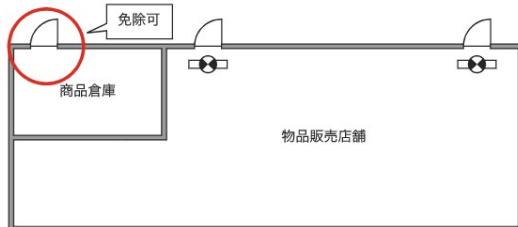
オ 避難口が接近して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（概ね10m以内にあるものに限る。第16-22図参照）

この場合、他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。



【第16-22図】

カ 居室の各部分から避難施設の位置が明らかに見とおすことができ、かつ、容易に判別できる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）（第16-23図参照）

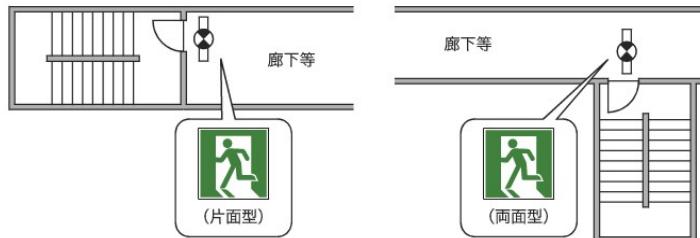


【第16-23図】

(3) 設置要領

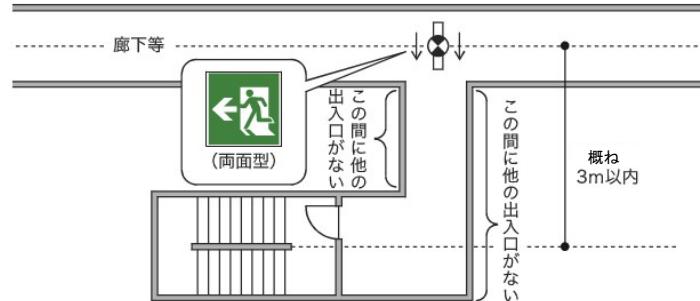
ア 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。（第16-24図参照）

（平行取り付け）



【第16-24図】

イ 廊下等から屈折して避難口に至る場合（概ね3m以内、かつ、他の出入口がない場合に限る。）にあっては、矢印付のものを設置すること。▲（第16-25図参照）



【第16-25図】

ウ 省令第28条の3第4項第3号に掲げる部分で、誘導灯の区分がA級、BH級（避難口誘導灯にあっては表示面の明るさが20以上のもの、通路誘導灯にあっては表示面の明るさが25以上のものをいう。以下同じ。）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所にあっては、政令第32条の規定を適用して、BL級（BH級以外のB級の誘導灯をいう。以下同じ。）又はC級とすることができる。

エ 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

オ 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。▲

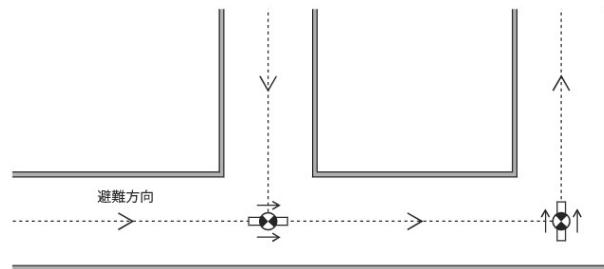
カ 地震動等に耐えられるよう壁、天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に堅固に固定すること。

5 通路誘導灯

省令第28条の3第3項第2号並びに第4項第1号から第3号の2まで、第5号、第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

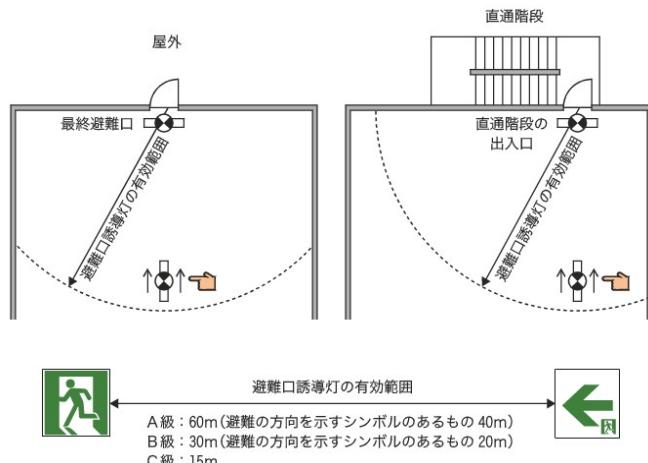
(1) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 廊下等の曲がり角（省令第28条の3第3項第2号イ関係。第16-26図参照）



【第16-26図】

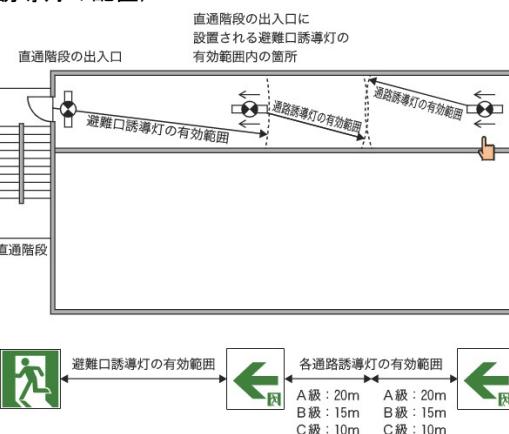
イ 最終避難口及び直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（省令第28条の3第3項第2号口関係。第16-27図参照）



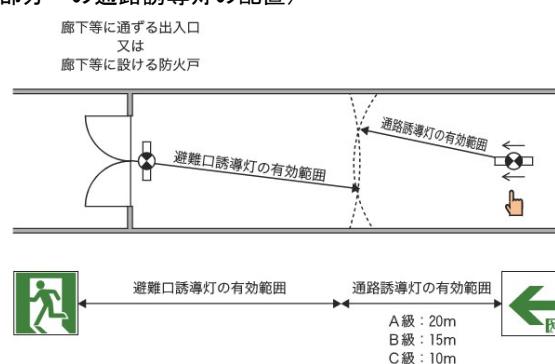
【第16-27図】

ウ 廊下等の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所（省令第28条の3第3項第2号ハ。第16-28図参照）

（廊下等の各部分への通路誘導灯の配置）



（避難口への廊下等の各部分への通路誘導灯の配置）

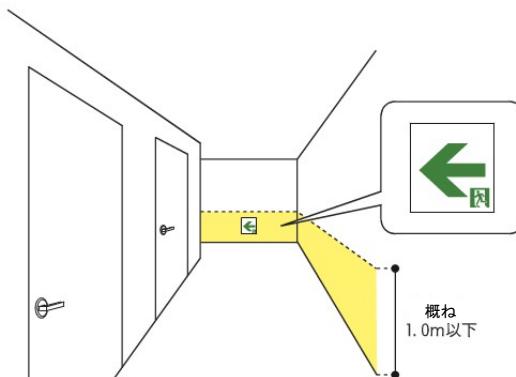


【第16-28図】

- (2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用して、通路誘導灯の設置を免除することができる。
- ア 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
- イ 政令別表第1(6)項ニ(16)項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。)に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- ウ 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等
- エ 客席誘導灯を設けた居室内
- オ 避難口誘導灯の設置を要しない居室内
- カ 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

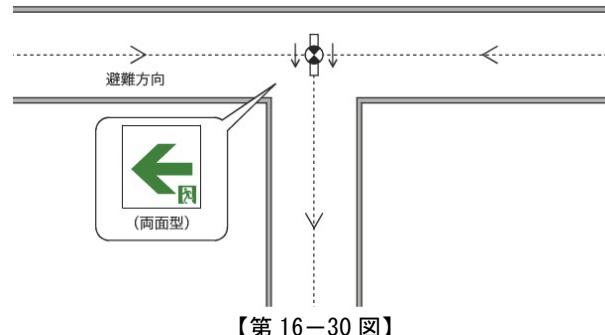
(3) 設置要領

- ア 省令第28条の3第4項第3号に掲げる部分で、誘導灯の区分がA級又はB H級を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所にあっては、B L級又はC級とすることができます。
- イ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。●
- ウ 省令第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さが概ね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。(第16-29図参照)



【第16-29図】

- エ 表示面は、多数の目にふれやすい位置に設置すること。(第16-30図参照)

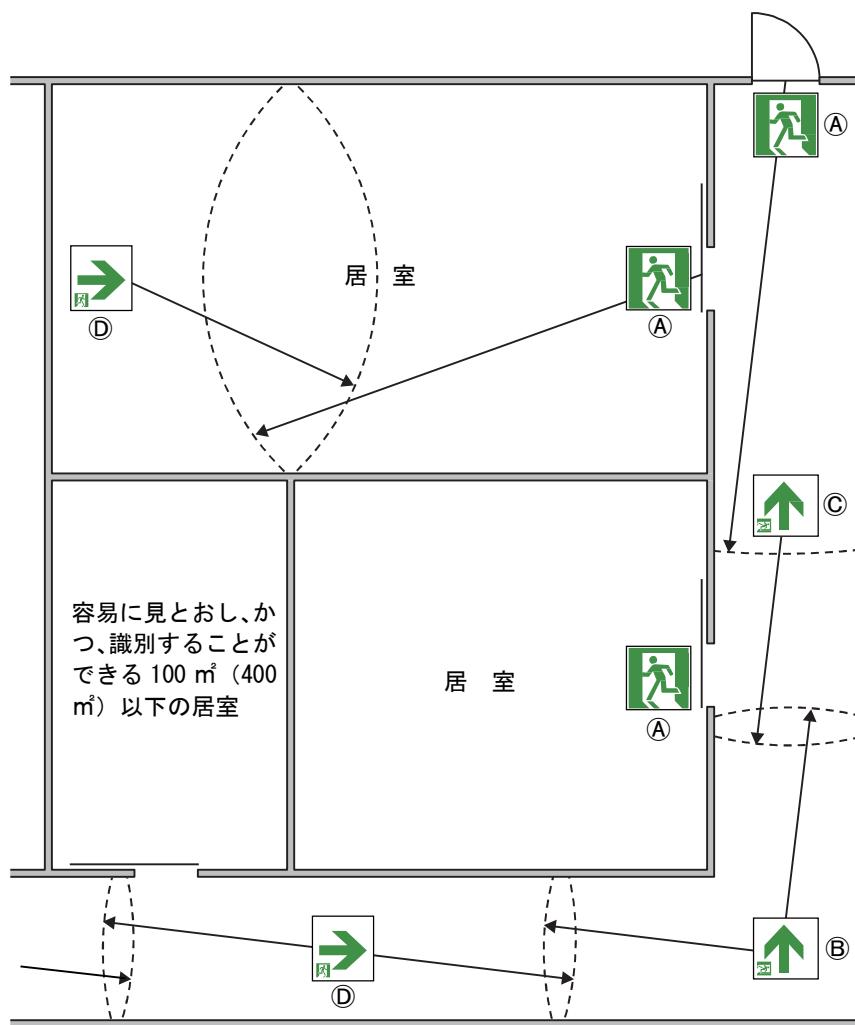


【第16-30図】

- オ 地震動等に耐えられるよう壁、床、天井等に堅固に固定すること。
- カ 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる個所には設置しないこと。●

6 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

避難口誘導灯及び通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、第16-31図の例によること。



- ① 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。Ⓐ
- ② 曲り角に通路誘導灯を設ける。Ⓑ
- ③ 主要な避難口（最終避難口及び直通階段の出入口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。Ⓒ
- ④ 廊下等又は居室の各部分について、Ⓐ～Ⓒの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。Ⓓ
- ⑤ 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

【第16-31図】

7 階段通路誘導灯

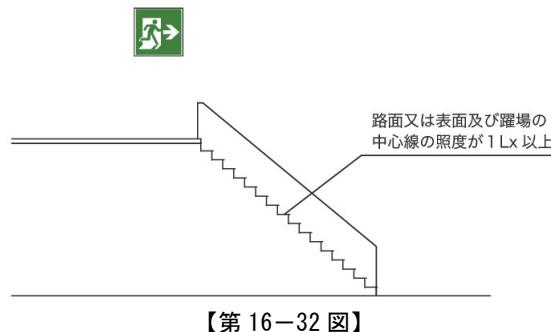
省令第28条の3第4項第4号の規定によるほか、次によること（非常用の照明装置が設けられている部分を除く。）。

(1) 設置個所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、階段通路誘導灯の設置を要しない。

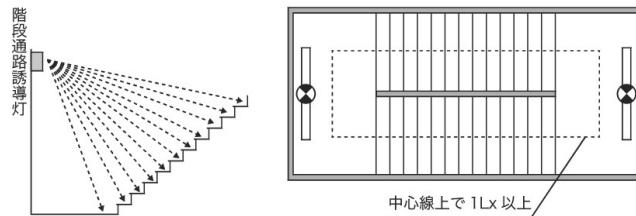
- ア 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段
- イ 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段
- ウ 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、省令第28条の3第4項第4号に規定する照度が確保できる当該階段部分（第16-32図参照）



【第16-32図】

(3) 設置要領

ア 省令第28条の3第4項第4号に規定する「路面又は表面及び躍場の中心線の照度が1Lx（ルクス）以上」とは、第16-33図の例によること。



【第16-33図】

イ 地震動等に耐えられるよう壁、床、天井等に堅固に固定すること。

8 客席誘導灯

省令第28条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置個所

客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し、客席誘導灯の設置を要しない。

ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

ウ 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度が得られる部分

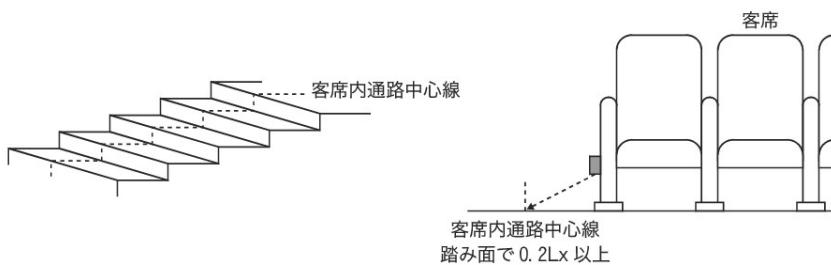
(3) 消灯

自動火災報知設備の火災信号等により、点灯するものにあっては、10に準じて消灯することができる。

(4) 設置要領

ア 省令第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、客席内通路の中心線における踏み面の照度を計ることをいう。（第16-34図参照）

（客席内通路が階段状になっている部分）



【第16-34図】

- イ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- ウ 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。

9 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令第28条の3第4項第9号から第11号までの規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源（別置型のものに限る。）及び配線は、第22非常電源によること。

(2) 常用電源回路の配線

- ア 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。
- イ 専用回路の開閉器の見やすい箇所に、誘導灯の電源である旨の赤色の表示を付しておくこと。●
- ウ 一の専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。▲
ただし、階段通路誘導灯にあっては、この限りでない。

(3) 非常電源は、原則として蓄電池設備によるものとすること。●

ただし、非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。

(4) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(5) 非常電源の容量60分間とする防火対象物

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が50,000m²以上のもの又は地階を除く階数が15以上で延べ面積が30,000m²以上のもので次に掲げる部分にあっては、60分間作動できる容量とすること。（第16-35図参照）

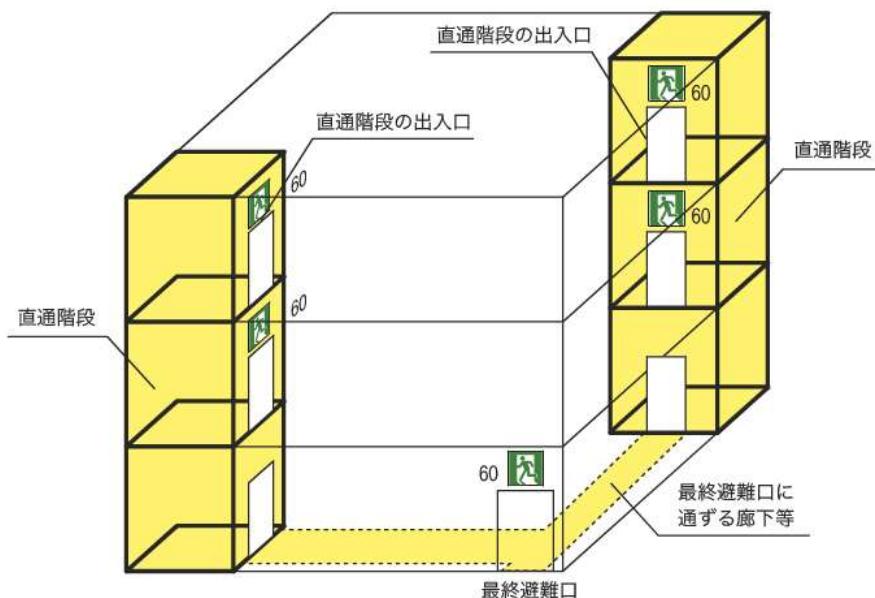
ア 最終避難口

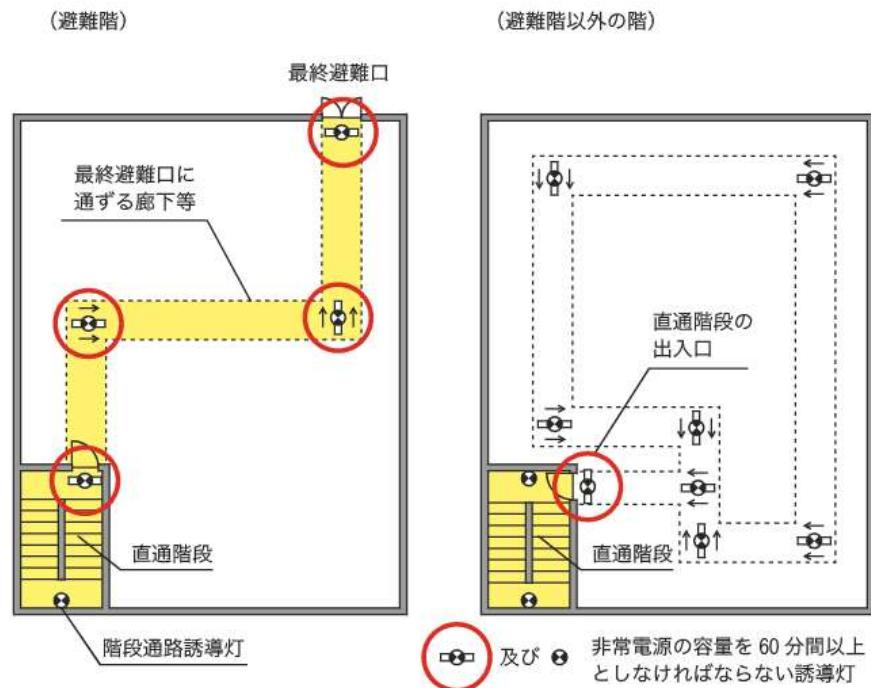
イ 直通階段の出入口

ウ 避難階で最終避難口に通ずる廊下等

エ 直通階段

（延べ面積が5万m²以上の防火対象物）





【第16-35図】

10 誘導灯の消灯

省令第28条の3第4項第2号ただし書きに規定する誘導灯の消灯については、次によること。

(1) 誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分

誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のいずれかに掲げる場所であること。

なお、自動火災報知設備から発せられた火災信号と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されている場合に限る。

ア 当該防火対象物が無人である場合

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

エ 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、前(1)ア及びイに掲げる場所にあっては、政令第32条の規定を適用し、これらの例により消灯することができる。

(3) 誘導灯の消灯対象

ア 防火対象物が無人である場合

省令第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、次によること。

(7) 「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

(4) 「無人」でない状態では、消灯対象とはならないこと。

イ 外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所

省令第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所」に設置する場合は、次によること。

(7) 「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

(4) 消灯対象となるのは、外光により避難施設を識別できる間に限られること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

省令第28条の3第4項第2号ウに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第16-3表の左欄に

掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

【第16-3表】

用 途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

省令第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

- (7) 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (4) 当該規定においては、政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

(4) 誘導灯の点灯及び消灯方法

ア 消灯方法

- (7) 消灯の方法は、次によること。

- a 手動スイッチによる消灯
防火対象物の関係者が信号装置の手動スイッチの操作により、消灯する方法
- b 施錠連動による消灯
防火対象物の最終退出扉に施錠状態を検出する施錠スイッチを設け、これと連動し消灯する方法
- c 照明連動による消灯
有人の場合、必ず点灯される照明器具と連動し、照明を消灯した場合、これをリレー等で検出し自動的に消灯する方法
- d 外光連動による消灯
外光で充分明るさが確保できる場所の誘導灯を光電式自動点滅器と連動し、一時消灯する方法

- (4) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。

ただし、省令第28条の3第4項第2号口に規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすること。

- (ウ) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

- (イ) 省令第28条の3第4項第2号口に規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

- a 誘導灯が消灯されること
- b 火災の際には誘導灯が点灯すること
- c 避難経路

イ 点灯方法

- (7) 省令第28条の3第4項第2号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

- (4) 省令第28条の3第4項第2号に規定する「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(3)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、第16-4表のとおりであること。

【第16-4表】

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。

備考1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

2 自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(5) 配線

配線は、前9を準用するほか、誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

1.1 総合操作盤

省令第28条の3第4項第12号に規定する総合操作盤は、第23総合操作盤によること。

1.2 特例基準

誘導灯を設置しなければならない政令別表第1(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物のうち、次の各号に該当する部分については、政令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

- (1) 住居の用に供する部分は、省令第28条の3第3項第1号イ、ロ又はハの規定にかかわらず、避難口誘導灯を設置しないものとする。
- (2) 住居の用に供する階段部分で、当該階段部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる場合は、省令第28条の3第3項第2号の規定にかかわらず、通路誘導灯を設置しないものとする。